

「20ミリシーベルト以下健康被害なし論」の撤回と  
福島復興への責任を貫徹することを求める意見書

年間線量1ミリシーベルト以下早期達成を目標に除染にとりくんでいるさなか、その任にあるべき丸川環境大臣は、2月7日、長野県松本市での講演で、国が除染の長期目標と定めた年間被曝線量の1ミリシーベルトを「何の科学的根拠もない」などと発言した。

このような発言には国会内外で厳しい批判が行われたが当然のことであり、本議会としてもこれに遺憾の意を表するものである。

事故後、除染及び物理的減衰によって放射線量が低下傾向にあるとしても、10万人もの人々が避難生活をつづけ、帰りたくとも帰れない状況にある深刻な現実と、今なお続く風評被害等により生業の再建で困難に直面している事実、さらにはそうした中で関係自治体を始め、復興めざして悪戦苦闘を続けている県民の取り組みを、環境省をはじめ政府は重く受け止めるべきである。

よって政府に対し、下記事項を強く求めるものである。

1. 「福島の復興なくして日本の再生なし」の立場を堅持し、今回のような憂うべき「大臣発言」を再発させず、被災県民の立場に立って、真摯に復興関連施策を推進すること。
2. 「20ミリシーベルト以下健康影響なし」の方針をもとにする避難解除やこれと一体の賠償打ち切り、同じく営業損害賠償打ち切り、こども・被災者への健康対策の縮小や撤廃等を行わぬこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成28年3月15日

福島県伊達郡桑折町議会

内閣総理大臣 殿  
復興大臣 殿  
環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
文部科学大臣 殿